

令和7年度第1回日野市公契約審議会議事概要

開催日時場所	令和7年6月27日(金) 午後6時00分～午後8時00分 日野市役所2階 職員休憩室
出席委員	<p>会 長： 西浦 定継 (学識経験者 / 明星大学建築学部教授)</p> <p>副会長： 鈴木 麗加 (学識経験者 / 国立あさひ法律事務所)</p> <p>委 員： 秋間 芳行 (事業者団体関係者 / 日野市商工会理事)</p> <p>委 員： 糟谷 敏美 (事業者団体関係者 / 日野市商工会理事)</p> <p>委 員： 田辺 真樹 (労働者団体関係者 / 全建総連東京都連日野地区協議会)</p> <p>委 員： 伊羅胡 和哉 (労働者団体関係者 / 連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会)</p>
<p>【次第】</p> <p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 本年度審議会の活動計画について</p> <p>(2) 本年度の公契約対象事業、労務台帳について</p> <p>(3) 指定管理制度への導入検討について</p> <p>(4) 1人親方の経費の考え方について</p> <p>(5) 工事請負契約の対象拡大について</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>	
<p>2. 議事</p> <p>(1) 本年度審議会の活動計画について</p>	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度の審議会活動計画について、資料に基づき説明。 ・アンケートは昨年と同じ形で実施、事業者説明会は、委託事業者は昨年度ほぼ同じ業者かつ複数年実施しており理解も進んできたため、参加者は希望する方のみとする。 ・事業者ヒアリングについては、どの業種を対象とするか意見を伺いたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬は、これまでの台帳を確認する限り、労働報酬下限額より比較的高い印象があるので、工事事業者にヒアリングする方が良いと感じている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬の業者は、ほとんどが労働報酬下限額より比較的高い金額で推移していると思うが、一部労働報酬下限額に近い賃金の業者はあると思う。収集運搬でヒアリングするとしたらその業者をヒアリングするのはどうか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬で労働報酬下限に近い賃金の業者でも良いし、昨年度工事業業者の意見を聞いていないことと、工事の対象を拡大していく流れで工事業業者でも良いと思う。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングの時期はいつ頃を予定しているか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・8月から9月頃に予定している。

委員長	・事業者の都合もあると思うので、事業者選定は事務局に一任する形で進めてもらいたい。
(2) 本年度の公契約対象事業、労務台帳について	
事務局	・今年度の公契約条例対象について説明 【工事】今年度発注予定 4 件+6 年度から引き続き案件 5 件 計 9 件予定 【委託】昨年度から 1 件追加し、36 件
委員	・労務台帳の提出について、元請A社、下請けB社がいる場合、A社、B社を1枚でまとめて記載されているケースがあると思うので、1社ごとに作成していただくことを周知、説明した方が良い。職種や人数などでまとめていると思われる台帳が見受けられる。
(3) 指定管理制度への導入検討について	
事務局	・資料に基づきこれまでの経緯及び対象案件の事務局案を提示。 ・対象案件について、ある程度の方向性を決めていただく場としたい。
委員	・事務局想定は、シルバー人材センターに再委託している場合で、請負、派遣業務の違いで公契約の対象、対象外にすることで良いか。
事務局	・その想定である。
委員	・どういう時に請負でどういう時に派遣になるのか。
事務局	・シルバー人材センターでは、請負の形で就業すると配分金として支給し、賃金ではない形となっている。
委員	・業務内容としては同じだが、請負でやるのか派遣でやるのかの違いかと思われる。 ・業務内容で分けるのは難しいと思われるので、その分け方は現実的ではないのではないと思う。それであれば、シルバー人材センターの会員は、対象外とした方が良い。 ・前回の資料の中でも、シルバー人材センターは、「請負の場合、10月の最低賃金改定時には翌年4月から改定単価を適用する」としているため、ここで労働報酬下限の適用を求めることは厳しいと思う。 ・地区センターも同様に再委託先に自治会があると、適用を求めることが難しいため、対象外にした方が良く思う。 ・案1で提示のあった対象、対象外を分ける案が良いと思う。
委員	・対象施設を決定した場合は、その後、規則で定めるのか。その際、どのように規定するのか。
事務局	・規則で定める形となる。対象施設を列挙する形か対象一覧を別紙として付ける形を想定している。
委員	・現在複数年で実施している協定も途中から適用になるのか。
事務局	・次期募集から公募要領に記載し、適用対象とすることで想定している。
委員	・対象施設となった施設でもシルバー人材センターやボランティアがいたら、労働報酬下限の対象外とするということか。
事務局	・ボランティアについては、もともと対象外になっているので対象外として問題

	ないが、シルバー人材センターについては、先ほど議論の内容で進めていくとすれば対象外として整理することになる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの意見の中では、全部対象とすることも検討した方が良いという意見もある。 ・例えば、全てを適用として進め、シルバー人材センターも対象にするという考え方もシンプルで良いのではないか。 ・指定管理は市の施設の管理なので、生活賃金として捉えている方もいると思うし、そうでない方もいると思う。できるだけ広く対象を広げるという考え方もあると思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターを対象とした場合、受け取った人が賃金として受け取る形になり、確定申告等の手続き上の問題や手間が発生することで就労が減ることも懸念されるのではないか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体でシルバー人材センターの対象について事例はあるか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体でシルバー人材センターが請け負うケースが少なく、情報が得られない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・所管課の意見を踏まえて事務局としてはどうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉センターや自治会については、所管課からの課題や労働報酬下限に馴染まないという意見も多かった為、対象外とするパターン¹の案を提示した。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・積算があって支払うという部分はどうなっているのか。 ・自治会等の鍵の管理の扱いや積算については、どういう整理か。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・細かい詳細は不明だが、自治会の方が鍵を管理していて、地区センターを使用す際には、鍵を管理している方のところから借りて使用する形である。 ・積算は確認していないので、分からない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・次回の審議会では積算の部分について明確にした上で、再度協議に挙げて、次回決定にした方が良い。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・労務費に該当する積算があり得るのか。自治会に年間費として払っているがその中でやっているとしたら、対象にするのは難しいのではないか。 ・基本的には、鍵の管理などの際に受け渡しの業務があるが基本的な業務としてずっといるわけではないので、労働ではないと思われる。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会に月々いくらかという形で払っていると聞いている。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・次回情報を整理、提示して決定する。
(4) 1人親方の経費の考え方について	
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の審議会が出た1人親方の経費について、具体的な経費の項目については不透明部分があった為、改めて議論する機会として設けたもの。 ・資料に基づき1人親方の現状や経費について説明。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・1人親方の請負金額の中の経費にかかる部分を除くと、手取りの部分は労働報酬下限を下回るケースがあるのではないか。という懸念から出ている話かと思われる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・公契約条例が想定している1人親方は、何日から何日までの期間を1日いくらでお願いしているケースを想定している。賃金的な働き方をしているケースかと思う。 ・諸経費を入れて払うことについては、担い手三法も改正され進めることは最もだと思うが、経費の細かいところを条例の対象として話すのは難しいのではないか。 ・経費を含むと事業者性が高まる。公共工事の設計労務単価は8時間での労務報酬の設定であって、労働者性の部分を求めることが重要である。 ・経費の細かい説明を付ける必要はないのではと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・経費を細かく記載するとケースバイケースが発生する中で、公平性、透明性を考慮すると、慎重になる必要があるのではないか。 ・性善説か性悪説に立つかでも話が異なると思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・請負業者は1人親方でも見積りを取っているし、材料費、労務費、経費等が記載されている。 ・今の話だと、見積りも取らずこの請負額でやってくださいというやり方を実施しているということか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・そういうケースがあると思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今、現場の人手が足りない中で、そのやり方だと誰もやってくれないと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・施工する各事業者が持続可能な労務費を確保し、従事者の労働報酬下限を下支えするための公契約条例だと思うので、適切に1次、2次、3次の下請けに必要な経費や労務費が渡るようにすることが必要だと思う。 ・今回の話のベースは1人親方についての議論だが、以前も全体の話の中で議論をしている。 ・国交省が設計労務単価の公表資料に記載している、労務費に対しての必要経費41%を条例でカバーするような議論がされても良いと思う。 ・賃金の部分はカバーされているが、それ以外の部分がカバーされていないので赤字になることや、廃業してしまったということでは意味がないと思う。 ・最終的には手引きに記載するのが良いか、聞かれたら答えられるようにしておく方が良いのかは議論をしていきたいと思う。 ・今後もこの件については、議論をしていきたい。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も議論を継続していく。
(5) 工事請負契約の対象拡大について	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・資料に基づき、工事拡大した場合の金額に対する対象工事、課題、他自治体の事例を説明。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大するとしたら、いつまでに決める必要があるか
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・仮に来年度から拡大開始する場合は、第3回までには固める必要がある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれにしても、労務台帳の提出の軽減を検討した方が良い。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・A区の場合は、賃金状況等調査票などで誰かしらの賃金を出さないといけないのは、今の日野市とさほど変わらないので、例えば、特定公契約賃金等報

	<p>告書で事業者としての確認事項として1枚提出する。また、B区で採用している「従業員のサインが必要な確認書」を提出することで、台帳を不要とする形を取る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そうすることで、従業員の方の周知も進むので良いのではないかと考えている。現場で従事する人の数だけ確認書を出してもらえば良くなる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・労務台帳は各社が必ず作成するものなので、必ずしも市に提出する必要はないと思う。取引先の給料も提出するということが自体が負担になっている部分もあると思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員がサインした確認書を提出してもらえば、事業者側からすれば、書類提出の軽減が図れると思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・確認書は労働者が自分でチェックできる。もし払われていないことが分かれば、市へ申し出があると思われる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・労働力が無い中で、下限額を下回るケースがほとんど無いと思う。今まで労働者から申し出はあったか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・今までに一度もない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今まで申し出がないという実績も踏まえて、労務台帳提出の軽減は進めることは良いと思う。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・B区の運用を確認しつつ、次回議論を進めることとする。